

第4回 清瀬市障害者計画・第5期障害福祉計画策定委員会

■ 議事要旨 ■

件 名：第4回 清瀬市障害者計画・第5期障害福祉計画策定委員会

事務局：健康福祉部 障害福祉課障害福祉係

開催場所：コミュニティプラザひまわり 会議室102

日 時：平成29年11月8日（水） 午前9時30分～11時20分

出席者：委員8名

（◎植村 英晴、○田上 明、熊谷 大、小林 克美、
佐藤 和人、長嶋 潤、永野 敬子、山崎 順子）

欠席者：市川 裕二、長汐 道枝

※ ◎：委員長 ○：副委員長

会議次第

1. 第5期障害福祉計画 — 重点施策（確認）
2. 第5期障害福祉計画 — 目標数値の設定
3. 第1期障害児福祉計画 — 目標数値の設定
4. 障害者計画 — 基本理念（確認）

審議経過

1. 第5期障害福祉計画 — 重点施策（確認）

事務局より説明

委員 重点施策 1 の文言「保健、医療、福祉分野の連携を強化します」に教育と労働が含まれていない。より総合的な連携を目指すなら、教育と労働を含めるべきである。

2. 第5期障害福祉計画 - 目標数値の設定

事務局より説明

委員 地域生活移行者数と、施設入所者数の削減者数が突合していないのはなぜか。

事務局 地域生活移行者数は、平成 28 年度末時点で施設入所している 50 名の中からグループホームや在宅生活などへの地域移行によって退所する人数を計上している。施設入所者数は、地域移行者も含めてその他の理由で退所する人と新たに入所する人を見込んで目標値としている。

委員長 地域生活移行者は、具体的にはどのような形で地域生活を送るのか。想定しているパターンはあるか。

委員 長期入所・入院者が地域で暮らすためには、グループホーム等の居住環境が必要になる。しかし、居住環境以外にも様々な支援が必要であり、その整備は不完全だと感じている。

地域定着支援が新しいサービスとして創設されたが、詳しいサービス内容はまだわかっていない。

委員長 そのためにも地域包括ケアシステムの構築が急務だが、進捗は芳しくないようだ。

委員 地域での居住環境としてグループホームを想定しているが、強度の行動障害がある方などの場合、グループホームの現行の職員配置では対応が非常に難しい。国の基準に基づく現在の給付費では、十分な職員配置を行えないので、市単独でグループホームに財政支援する必要がある。

事務局 現状では、施設入所者がグループホームに移る場合、入所施設の近くに設立したグループホームに移るケースが多い。入所施設とグループホームの経営母体と同じ法人であることが多いので、退所後の支援も入所していた施設が担っている。

委員 グループホームの母体となる施設に任せているため、母体施設の負担が大きい。財政的な負担以外にも、人材育成や環境整備など色々な問題があるが、人材育成については、国と東京都社会福祉協議会が研修という形で連携している。市には財政支援を検討していただきたい。

委員 清瀬市では、地域生活移行者に対する福祉サービスの支給時間数が、他の区市町村よりも少ないと感じている。他の市区町村と整合性を図る必要がある。

事務局 福祉サービスの支給時間については国の基準があり、その 1.5 倍までを市の裁量で支給している。それ以上の時間数を申請された場合は、有識者による審査会で支給の適否についての意見を求めて決めている。このやり方は他自治体と同様である。

委員長 国よりも、地域に密着した基礎自治体のほうが、福祉サービスの実際のニーズを把握している。国の基準が十分でないなら、それを基礎自治体から国や訴えていく必要もある。

委員 71 ページの短期入所支援について、福祉型の短期入所施設はほとんどが知的障害の方が対象で、発達障害者を受け入れる事業所が少ない。清瀬市だけの問題ではないが、そのような実態があることを知ってほしい。

委員長 事業所の人材育成の問題でもある。人材育成は市単独では支援できないので、都道府県レベルで人材育成を進め、発達障害者に対応できる人材を育てていく必要がある。

委員 知的障害を伴わない発達障害児の短期入所について、児童の場合は障害福祉だけでなく児童福祉も関わってくる。所管が複数にまたがる分野は、行政内部での連携が十分でないと進まない。

委員 行政が福祉サービスを充実させても、それを実行する環境が整っていないと絵に描いた餅になる。特にサービスを提供するヘルパーが高齢化しており、後継者が育っていないことを危惧している。

例えば同行援護では、認定資格の取得には自己負担額が 2 万円以上かかるのに対し、ガイドヘルパーとしての報酬単価が安い。一定期間は清瀬市内で働くなどの条件付きでも、資格取得費の補助があれば、もう少し後継者が育つのではないか。

委員長 都道府県レベルでは、そのような補助制度はないのか。

事務局 東京都ではない。

委員 同行援護については、ガイドヘルパーの派遣元が市内に少なく、市外の事業所を使っている方がいる。また、同行援護は国の制度なので全国统一であるが、支給時間数は各市の裁量であり、清瀬市の支給時間数は月 25 時間と低い水準となっている。

また、福祉サービスはサービス等利用計画に基づく計画的な利用を求められるため、急な通院など突発的な事態に対応できない。

市は現状を把握して対策を講じないと、利用者のニーズは満たせないと感じている。

委員長 高齢化によってヘルパーが減っている問題、人材育成に費用がかかるという問題、色々な問題がある。他自治体も同じような状況だと思うので、自治体間の連携をして広域的な対応策を検討することが望ましい。

副委員長 77 ページの「自立生活援助(新規)」が「0 人」なのはなぜか。

事務局 自立生活援助は 30 年度から新設されるサービスで、入所施設やグループホームを退所して地域で一人暮らしを始める方に対する緊急的な対応・相談を 24 時間行うものである。まだ、事業所認可の条件や、報酬などについて国や東京都から示されておらず、事業所が設立されるのか不透明である。グループホームを出てアパートで生活する方が皆無ということではないが、事業所の見通しがいいままサービス利用者の見込みを立ててよいものか迷った。

委員 必要なサービスであり、私の法人では行う方向で考えている。ただし、報酬単価が少ないと職員を雇用できないため、事業として継続できない。サービス内容も含め、もう少し具体的なことが明らかになってから最終的な判断を行いたい。

この計画上、3年間のサービス提供見込みを0人とした場合、同サービスの支給はしないということなのか。

事務局 計画上は0人でも、ニーズがあれば支給する。計画段階で0人とするよりも、まず1人を計上したほうがよいという考え方もある。

副委員長 ニーズがあれば支給するという意味を込めて1人を計上するほうが、計画としてふさわしいと考える。

委員 就労定着支援については、就労移行支援、就労継続支援 A 型、B 型のどこから出た人でも構わないのか。

事務局 国から示されている資料では、就労移行支援等となっている。「等」とあるので、就労継続支援 A 型、B 型を含むと理解している。

3. 第1期障害児福祉計画 - 目標数値の設定

事務局より説明

副委員長 児童発達支援の分野は、ある程度医療的な部分があるので、事業所だけでは対応しきれない。東京都の保健師が積極的に関与することが望ましい。職員派遣のような形で、清瀬市役所に配属されている都の保健師はいるのか。

事務局 以前、東京都と市の人事交流という形で、都の保健師が市の健康推進課で1年間研修をしたことがあったが、現在はない。

現在は、多摩小平保健所の保健師と訪問看護事業所の看護師が連携して、清瀬市在住の医療的ケアの必要な児を月に数回訪問する事業を行っている。今回新設される居宅訪問型児童発達支援について東京都に問い合わせたところ、事業所の認可、携わる職員の職

種や研修、報酬などが決まっていない。11月末か12月初めには示されると思うという回答であった。

副委員長 保健と医療と福祉が縦割りになっていると感じている。

委員 清瀬市の場合は、母子保健と福祉の連携が進んでいる。東京都内でも児童発達支援に関しては進んでいると感じている。

保健師は、発達検診を行う乳児期から関わりをもつので、継続的な相談ができる。継続的な相談相手として、保健師の役割が高まっている。

委員長 乳幼児期から継続的に関わる仕組みづくりが大事である。

委員 継続的な関わりという点では、清瀬市は先進的である。保健や教育、保育所など子育て施策についても高く評価している。ただし、18歳以上の成人期の支援は、遅れがあると感じている。

委員 放課後等デイサービスは、市内に9か所あると書かれているが、それは学童クラブを含んでいるのか。

事務局 放課後等デイサービスは、児童福祉法の中の障害児福祉サービス事業であり、学童クラブとは全く別のものである。一般の学童クラブにも障害児枠があるので、そちらを利用する方もいるが、障害児に対して職員の加配やバリアフリー環境の整備が必要である。

放課後等デイサービスの対象は小学校1年生から高校3年生まで年齢の幅が広く、指導員も揃っているので、最近では学童クラブの障害児枠よりも放課後等デイサービスを選ぶ方が増えている。

委員 66ページの重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保について、「本市においては市内事業所で、障害状況に応じた受け入れについて調整してまいります」と書かれていますが、どんな対応を考えているのか。

事務局 児童発達支援の事業所については、「清瀬市子どもの発達支援・交流センターとことこ」において重症心身障害児の支援を行っている。ただし、提供できる支援には限界があり、肢体不自由児または医療的ケアのうち痰吸引レベルの支援である。

市内の放課後等デイサービス事業所では、1 事業所が隔週土曜日に看護師を配置して受け入れているが、対象は喫吸引と胃ろうのある方である。

重症心身障害児が「とことこ」や放課後等デイサービスの利用を希望する場合は、受け入れできるのか個々の相談・判断が必要である。大幅な利用促進ができる状況ではないが、利用希望者の意向に沿えるように配慮している。

委員長 83 ページの居宅訪問型児童発達支援についての文章は完成していないが、どのようなかたちで示していくのか。

事務局 国から具体的な事業内容が示されてから記載する。

委員長 確定していない部分が数か所あるので、詳細が分かり次第、追記していくこととする。

事務局 地域生活支援事業は新規事業がないため、この場での検討は割愛し、計画案を確認の上で疑義等あれば、ご指摘いただきたい。

委員長 地域生活支援事業は障害者の生活に密着したサービスである。従来と大きく変更はないが、各自検討した上でご指摘いただきたい。

4. 障害者計画 — 基本理念(確認)

事務局より説明

委員 32 ページの説明文について、障害者計画の法的根拠は障害者基本法であるし、社会的障壁の除去や基本的人権を享有する個人としての尊厳は障害者基本法で謳われている。にもかかわらず、障害者基本法の理念については最後のほうで触れているのみである。まず障害者基本法についてきちんと説明した上で、障害者権利条約や障害者総合支援法について述べるべきである。

事務局 前回もご指摘いただいた点であり、表現を再考する。

委員 51 ページの 32 番「選挙における配慮」は、とても重要である。計画に明記したことを評価する。

副委員長 44 ページの 16 番に「パンなどの授産製品」という表現について、一般的に「授産」という言葉は使われていないので、ほかの表現はないか。作品や製品という言葉に置きかえてもいいし、福祉施設等で作った何々という表現でもよい。授産という言葉よりも、その方がわかりやすいと思う。

また、「選挙における配慮」は、私も大事なことだと思う。特に施設入所者には、郵送による不在者投票などの方法があることをもっと PRしないと、実質の投票につながらない。私も自分の兄弟が障害者で、投票に連れていくために家族が苦勞している。様々な投票方法があることを周知してほしい。

委員長 「授産」という言葉について、なじみのある方もいれば違和感を覚える方がいるということは、時代の流れに対応していない可能性がある。表現の再考をしたい。

郵送投票などの周知については、広報紙などで説明を行うのがよいと思う。投票は重要な基本的人権であるので、適切に行使される環境をつくり、同時にそれを啓発、周知することが大切だ。

委員 44 ページの 15 番「法定雇用率の水準維持・向上」で、「市の障害者雇用率は「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定められている法定雇用率以上の水準です。今後もこの水準を維持するとともに、その向上に努める」とある。来年から算定基礎に精神障害者が加わることも踏まえての言葉だと認識してよいか。

事務局 精神障害者が加わることは十分承知している。

その他

次回の開催日程

- 日程調整の末、12月1日（金）午前9時30分から開催決定